

阪南中央病院 在宅ケアサービスあおぞら

指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人阪南医療福祉センター（以下「事業者」という。）が設置する阪南中央病院在宅ケアサービスあおぞら（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護〔要支援〕状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業者は、要介護〔要支援〕状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行うものとする。

2 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業者は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援〔介護予防支援〕事業者、介護予防支援〔居宅介護支援〕事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めるものとする。

5 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

6 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

7 前6項のほか、「松原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成30年松原市条例第6号）及び「松原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年松原市条例第34条）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供にあたっては、事業所の従業員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 阪南中央病院 在宅ケアサービスあおぞら
- (2) 所在地 大阪府松原市南新町三丁目3番28号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤職員かつ主任介護支援専門員)
(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を介護支援専門員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名以上(常勤1名以上)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護〔要支援〕者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス等又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日・休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画〔介護予防サービス計画書〕作成依頼等に対する相談対応を事業所内相談室において行う。
- (2) 課題分析の実施
 - ①課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
 - ②課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。
 - ③使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン方式(全社協)とする。

(3) 居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の原案を作成する。

また、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。

(4) サービス担当国会議等の実施

居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当国会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 指定居宅サービス事業所等との連携

介護支援専門員は、指定居宅サービス等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 法定代理受領以外の支払を受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援〔指定介護予防〕提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 「事業所」から片道3 km以上5 km以内 500円

(2) 「事業所」から片道5 km以上 700円

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し、事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定居宅介護支援事業の実施地域は、松原市の区域とする。

2 通常の指定介護予防支援事業の実施地域は、松原市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供した指定居宅介護〔指定介護予防支援〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した指定居宅介護〔指定介護予防支援〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1） 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- （2） 虐待防止のための指針を整備すること
- （3） 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- （2） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業者は、居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業者は、職員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業者は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業者は、適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に関する諸記録を整備し、居宅サービス計画の完了の日から5年間は保存するものとする。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2023年9月1日から施行する。

この規定は、2024年4月1日から施行する。